

障害者虐待の防止のために

障害のある方に対する虐待は障害のある方の尊厳を害するものであり、障害のある方の自立及び社会参加にとって障害のある方に対する虐待を防止することは極めて重要です。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が平成 24 年 10 月 1 日から施行され、障害のある方に対する虐待を発見した者は、市町村等に通報することが義務づけられました。

○法律では、障害のある方に対して

1. 身の回りの世話や介助、金銭の管理などを行っている家族・親族・同居人など（養護者）
2. 障害者福祉施設などの職員（障害者福祉施設従事者等）
3. 勤め先の経営者など（使用者）

が行う虐待行為を「障害者虐待」と定めています。障害者虐待を受けたと思われる障害のある方を発見した方は速やかに、以下の相談窓口にご相談ください。

◆相談窓口

窓 口	住 所	電 話	F A X
金沢市障害者虐待防止センター (金沢市役所障害福祉課内)	広坂1-1-1	220-2289 *休日・夜間 220-2121 (金沢市役所当直室)	232-0294
金沢市障害者基幹相談支援センター	広坂1-1-1 障害福祉課内	254-5656	254-5858
ピアサポートいしびき	石引1-1-3 セゾン石引105	231-3371	216-7430
あるふぁ	増泉1-20-17	280-9147	280-9148
生活支援センター雪見橋 オープンセサミ城南	城南1-8-20	232-0100	262-2291
石川療育センター	上中町イ67-2	229-3123	229-3043

※通報したことを理由に、不利益な取り扱いを受けることはありません。(虚偽・過失による場合を除く)

※雇用先での虐待については、石川障害者権利擁護サポートデスク（076-225-1464）でもご連絡を受け付けています。

○相談窓口では、次のようなことを行います。

- ① 障害者虐待に関する通報又は届出の受理
- ② 虐待を受けた障害のある方の保護のための相談、指導及び助言 など